

令和6年度答申第23号
令和6年7月24日

諮問番号 令和6年度諮問第16号（令和6年6月12日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 働き方改革推進支援助成金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が交付決定を受けた労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）（以下「本件助成金」という。）の支給を求める申請（以下「本件支給申請」という。）をしたのに対し、A労働局長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）社会復帰促進等事業としての働き方改革推進支援助成金の支給

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に

掲げる事業を行うことができると規定し、同項３号は、業務災害の防止に関する活動に対する援助を図るために必要な事業を掲げるとともに、同条２項は、同条１項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定する。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）３８条は、労災保険法２９条１項３号に掲げる事業として、働き方改革推進支援助成金等を支給すると規定し、同規則３９条は、働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小企業事業主の要件を規定する。

（２）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金等適正化法」という。）の規定

ア 補助金等適正化法２条１項は、この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次の各号に掲げるものをいうと規定し、同項４号は、「その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの」を掲げる。

これを受けて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「補助金等適正化法施行令」という。）２条は、上記の「給付金であつて政令で定めるもの」は同条各号に掲げるもの（同条５８号から２００号までに掲げるものにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とすると規定し、同条８０号は、「労働時間等設定改善推進助成金」を掲げる。

イ 補助金等適正化法１４条前段は、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない旨規定する。

ウ 補助金等適正化法１５条は、各省各庁の長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない旨規定する。

エ 補助金等適正化法１６条１項は、各省各庁の長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る

補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる旨規定する。

オ 補助金等適正化法１７条１項は、各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨規定する。

２ 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (１) 審査請求人は、令和４年９月１３日付けで、処分庁に対し、働き方改革推進支援助成金交付申請書（以下「本件交付申請書」という。）を提出して本件助成金の交付を申請した。その主な内容は、事業の目的を勤務間インターバルの導入及び賃金引上げ（３％以上）とし、支給対象の事業を労務管理担当者に対する研修、外部専門家によるコンサルティング、就業規則等の作成・変更及び労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新とし、事業実施予定期間を「交付決定の日から１月３１日まで」とし、国庫補助所要額を１０９万９０００円とするものである。なお、本件交付申請書別添の働き方改革推進支援助成金事業実施計画（以下「本件事業実施計画」という。）には、就業規則の変更に係る実施予定時期は、「令和４年１０月１日」と記載されていた。

（本件交付申請書、本件事業実施計画）

- (２) 処分庁は、令和４年１０月２４日付けで、上記（１）の申請に対し、助成金１０９万９０００円を交付する旨及び事業実施期間を「交付決定の日より令和５年１月３１日まで」とする旨を決定した。

（働き方改革推進支援助成金交付決定通知書）

- (３) 審査請求人は、令和４年１１月２５日付けで、処分庁に対し、労働能率の増進に資する機器を追加で導入し、変更後の国庫補助所要額を１３０万円とすることを内容とする働き方改革推進支援助成金事業実施計画の変更を申請し、処分庁は、同年１２月２１日付けで、同申請を承認し、上記（２）の交付決定の内容を同申請のとおり変更した。

（働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書、働き方改革推進支援助

成金事業実施計画変更承認通知書)

- (4) 審査請求人は、令和5年1月30日、処分庁に対し、働き方改革推進支援成金支給申請書（以下「本件支給申請書」という。）及び働き方改革推進支援成金事業実施結果報告書（以下「本件事業実施結果報告書」という。）を提出し、本件支給申請をした。本件事業実施結果報告書には、添付書類として、11時間の勤務間インターバルを設けることを規定し、附則に令和4年10月1日及び令和5年1月21日に改定された旨記載され、同月25日付けのB労働基準監督署（以下「本件監督署」という。）の受付印が押印された、審査請求人の就業規則（以下「本件就業規則」という。）と、令和4年10月1日から同年12月31日までの間に係る社員別出勤簿が添付されていた。また、審査請求人は、令和5年2月3日、処分庁に対し、不足していた1名分の令和4年10月1日から同年12月31日までの間に係る社員別出勤簿を提出した。

提出された各社員別出勤簿（以下併せて「本件社員別出勤簿」という。）では、令和4年10月1日から同年12月31日までの間において、審査請求人の労働者10名のうち7名について、合計17回、11時間の休息時間が確保されていない日があった。

（本件支給申請書、本件事業実施結果報告書、本件社員別出勤簿、本件就業規則）

- (5) 処分庁は、令和5年2月22日、審査請求人に対し、本件助成金の支給ができない旨を電話で説明した。その後、審査請求人は、同年3月6日、処分庁に対し、同年1月21日から同年2月20日までの間に係る連名式出勤簿（以下「本件連名式出勤簿」という。）を提出した。

本件連名式出勤簿では、令和5年1月21日から同月31日までの間において、審査請求人の労働者10名全員について、11時間の休息時間が確保されていた。

（対応処理記録メモ、本件連名式出勤簿）

- (6) 処分庁は、令和5年3月23日付けで、審査請求人に対し、働き方改革推進支援成金不支給決定通知書（以下「本件不支給決定通知書」という。）に「働き方改革推進支援成金交付要綱（勤務間インターバル導入コース）第3条第3項で定める成果目標「勤務間インターバルの導入」を就業規則に規定したにもかかわらず、同規則の施行日（令和4年10月1日）以降において、同規則で定めた休息時間数を確保できていない状況が

確認されたため、これにより働き方改革推進支援助成金支給要領（勤務間インターバル導入コース）第2の2（2）②に該当し、成果目標を達成していないため。」との理由を付して、本件助成金を支給しない決定（本件不支給決定）をした。

（本件不支給決定通知書）

（7）審査請求人は、令和5年4月24日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（8）審査庁は、令和6年6月12日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）本件不支給決定の理由にある就業規則の施行日（令和4年10月1日）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正施行に伴う改訂と、道路交通法改正に伴うアルコールチェックに関する改訂の施行日であり、勤務間インターバルの導入は、事業実施予定期間の終了日（令和5年1月31日）より前の同月21日に施行することを就業規則に規定し、同月25日に就業規則を労働基準監督署へ届け出た。なお、事業実施予定期間内に勤務間インターバルの施行をすればよい旨をA労働局に確認の上、事業実施期間内に機器の導入と従業員への研修を終えた後に勤務間インターバルを施行すればよいとの理解の上で事業を行い、施行後は勤務間インターバル時間を確保できていた旨の主張をしたが、処分庁には聞き入れられなかった。

（2）処分庁は、本件支給申請書の添付資料中の就業規則の新旧対照表により、勤務間インターバルの導入は令和4年10月1日と判断したと主張しているが、実際には同新旧対照表は本件交付申請書に添付したものである。本件支給申請書には令和5年1月21日施行の届出済み就業規則（本件就業規則）を添付していて、新旧対照表は添付しておらず、処分庁の主張は誤りである。

（3）上記のとおり、事業実施に必要な手続を経て就業規則を施行し、成果目標を達成しているため、働き方改革推進支援助成金支給要領（勤務間インターバル導入コース）（以下「支給要領」という。）第2の2（2）②には該当せず、本件不支給決定は取り消されるべきである。

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 本件審査請求の論点は、審査請求人が就業規則を改定し勤務間インターバルを導入した日が令和4年10月1日であることを前提に、成果目標を達成していないとして本件助成金を不支給とした本件不支給決定の適否についてである。

(1) ア 上記第1の2(4)によれば、審査請求人が就業規則を改定し勤務間インターバルを導入したのは、令和4年10月1日か、令和5年1月21日のいずれかであると考えられるところ、令和4年10月1日に改定された就業規則は本件監督署に届出がなされていないことから、同日の時点における就業規則の規定が確認できず、現に証拠として提出されている本件就業規則の写しのみからは、勤務間インターバルに関する就業規則の改定が行われた日が、同日であるのか、令和5年1月21日であるのか確定することができない。

イ そこで、この点、証拠として提出されている弁明書の別添「就業規則の新旧対照表」によって検討すると、審査請求人が処分庁に提出した当該新旧対照表には、就業規則36条3項及び4項として、勤務間インターバルに関する規定が新規に追加されること等が、附則として、同就業規則は令和4年10月1日から改定する旨の規定が新規に追加されることが記載されている。当該新旧対照表の記載によれば、勤務間インターバルに関する就業規則の改定が行われたのは、同日であったとみるのが自然であること、また、支給要領第3の2(1)⑥によれば、働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書には勤務間インターバル導入後の休息時間数の状況を確認できる書類等を添付することとされ、同事業実施結果報告書の様式にもその旨注意書きがされているところ、審査請求人は、同日から同年12月31日までの間の各労働者の出退勤時刻が記載された「社員別出勤簿」を本件事業実施結果報告書に添付して（すなわち、勤務間インターバル導入後の休息時間数を確認できる書類として）提出していることからすれば、本件支給申請をした時点では、審査請求人も、勤務間インターバルを導入したのは同年10月1日であると認識していたことがうかがわれること、そして、上記第1の2(5)のとおり、審査請求人が勤務間インターバルに関する就業規則の改定を行ったと主張する令和5年1月21日以降の各労働者の出退勤時刻が記載された本件連名式出勤簿が提出されたのは、審査請求人が処分庁から本件助

成金を支給できない旨の説明を受けた後の同年３月６日であったことなどを総合的に勘案すると、審査請求人が就業規則を改定し勤務間インターバルを導入したのは、令和４年１０月１日であったと認めるのが相当である。

ウ そうすると、上記第１の２（４）のとおり、令和４年１０月１日以降、審査請求人では、１１時間以上の休息時間が確保されていたとは認められないから、支給要領第２の２（２）②に該当するため成果目標を達成していない。

（２）次に、成果目標の達成がされていないことを前提として、本件不支給決定の適否について検討する。

各省各庁の長は、補助事業者等による補助事業等の完了等の報告を受けた場合には、交付の決定の内容及びこれに附した条件（以下「交付決定の内容等」という。）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定しなければならない（補助金等適正化法１５条）とされている一方、交付決定の内容等に適合しないと認めるときは、是正のための措置を命ずることができる（補助金等適正化法１６条）と規定されており、必ずしも適合しない事実をもって、直ちに不支給を決定すべきとは解されない。

そこで、審査請求人による成果目標の未達成について具体的に検討すると、１０人のうち７人について合計１７回にわたり１１時間の休息時間が確保されておらず（上記第１の２（４））、これは、「働き方改革の推進に向けて、（略）健康及び福祉を確保するために必要な（略）勤務間インターバルを導入し、その定着を促進させる」（働き方改革推進支援助成金交付要綱（勤務間インターバル導入コース）（以下「交付要綱」という。）２条）という本件助成金の目的を果たしているとは認められず、また、処分庁が補助金等適正化法１６条に基づき是正措置を事後的に命ずることも困難と考えられる。

（３）以上を踏まえると、本件不支給決定が違法又は不当なものとは認められない。

２ 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、審理員の意見も、おおむね審査庁の判断と同旨である。

第３ 当審査会の判断

当審査会は、令和6年6月12日、審査庁から諮問を受け、同年7月4日及び同月18日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年6月26日及び同年7月3日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同年6月27日、主張書面及び資料の提出を受け、同年7月1日、主張書面（追記）の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（1）一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和5年4月24日）から本件諮問（令和6年6月12日）まで約1年1か月半を要しているところ、特に①本件審査請求の受付から、審理員の指名（令和5年5月18日付け）まで約3週間、②弁明書の提出（同年6月15日）からその副本の送付（同年8月1日）まで1か月半、③処分庁による弁明書補充書面の提出（同年11月20日）から、その次の手続である処分庁に対する質問（令和6年1月24日）まで約2か月、④審理員意見書及び事件記録の提出（同年2月14日）から本件諮問まで約4か月を要している。しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

（2）一件記録によれば、審理員は、令和6年1月24日に処分庁に対して職権で質問を行い、処分庁は同月31日に回答しているが、審査請求人に対してそのことを連絡した記録がなかったことから審査庁に照会したところ、審査請求人には連絡していないとのことであった。審理員は、審理の迅速性の観点にも留意しつつ、審査請求人による反論の機会を適切に確保する観点から、審査請求人に対し標題を通知するなどの対応を採ることが望まれる。

（3）上記（1）及び（2）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性又は妥当性について

（1）本件不支給決定に対する補助金等適正化法の適用について

ア 補助金等適正化法が適用される「補助金等」は、補助金等適正化法2条1項各号に掲げるものと定義されているところ、同項4号を受けた補助金等適正化法施行令2条80号には「労働時間等設定改善推進助成金」

が掲げられているものの、本件助成金は掲げられていない。

ただし、補助金等適正化法施行令2条は、補助金等適正化法2条1項4号の「給付金であつて政令で定めるもの」は補助金等適正化法施行令2条各号に掲げるもの（同条58号から200号までに掲げるものにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とすると規定していることから、当審査会において、審査庁から労働保険特別会計に係る令和4年度歳出概算要求書及び特別会計歳入歳出予定額各目明細書の提出を受けて確認したところ、本件助成金は労災勘定の（項）仕事生活調和推進費、（事項）仕事と生活の調和の推進に必要な経費、（目）労働時間等設定改善推進助成金として予算計上されているから、本件助成金は補助金等適正化法施行令2条80号に該当し、補助金等適正化法上の補助金等に該当すると認められる（補助金等適正化法2条1項4号）。

イ 本件は、本件助成金の不支給決定に対する審査請求事件であるところ、補助金等適正化法において、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しない場合についての規定としては、補助金等適正化法16条1項の是正措置の外、補助金等適正化法17条1項の交付決定の取消しがあるものの、「支給しない」とする規定はない。

この点について当審査会において審査庁に確認したところ、補助金等適正化法15条に基づく補助金額の確定通知につき、実績報告の内容を踏まえて確定した補助金額が0円である場合には、便宜上「働き方改革推進支援助成金不支給決定通知書」を用いて通知している旨の回答を得た（令和6年7月3日付け審査庁主張書面）。しかし、同条は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときに交付すべき補助金等の額を確定する規定である。そのため、処分庁において、補助事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと判断したのであれば、そもそも同条の要件を満たしておらず、同条に基づいて補助金等の額を確定することはできないのであるから、本件不支給決定は同条の規定と整合しない。

本件不支給決定通知書でも本件不支給決定に係る補助金等適正化法上の根拠は示されておらず、本件不支給決定の根拠法令は不明であるといわざ

るを得ない。

(2) 審査請求人に係る成果目標の達成状況について

ア 本件不支給決定は、審査請求人が勤務間インターバル導入に係る成果目標を達成していないことを理由とするものであるところ、本件助成金に係る成果目標等については以下のとおり定められている。

(ア) 交付要綱2条において、本件助成金は、働き方改革の推進に向けて、中小企業事業主が、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定に向けた勤務間インターバルを導入し、その定着を促進させるため、研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的とするとされている。

(イ) 交付要綱3条3項において、勤務間インターバルの導入についての成果目標は、「全ての指定対象事業場において、休憩時間数が9時間以上11時間未満又は11時間以上の勤務間インターバルを導入し、定着を図ること」とされ、具体的には、交付申請後から、事業実施予定期間の終了日までに、就業規則又は労働協約の作成・変更を行い、必要な手続を経て、施行されていること、就業規則に規定する場合は、交付申請後から、事業実施予定期間の終了日までに、所轄労働基準監督署長に届出（常時10人未満の労働者を使用している事業場を除く。）されていることが求められる。

(ウ) さらに、支給要領第2の2(2)②において、交付要綱3条3項に定める成果目標について、就業規則又は労働協約等で定めた休憩時間数を超えて労働させた場合には、当該成果目標については未達成とするとされ、支給要領第3の2(1)⑥において、働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書に成果目標の達成状況に関する証拠書類（作成・変更後の就業規則等の写し、勤務間インターバル導入後の休憩時間数の状況を確認できる書類等）を添付することとされている。

イ 審査庁は、審査請求人から提出された就業規則の新旧対照表の記載内容及び本件事業実施結果報告書に添付された本件社員別出勤簿の内容から、審査請求人が勤務間インターバルを導入した時期を令和4年10月1日と判断しているところ、審査請求人は、勤務間インターバルを導入

したのは令和5年1月21日であると主張していることから、以下、検討する。

審査請求人は、令和4年9月13日付けの交付申請時に、就業規則の変更に係る実施予定時期を「令和4年10月1日」とした本件事業実施計画を提出し、また、本件支給申請時には、本件支給申請書及び本件事業実施結果報告書の添付書類として、本件就業規則及び本件社員別出勤簿を提出し（上記第1の2（4））、処分庁からの指摘を受けた後、本件連名式出勤簿を提出している（上記第1の2（5））。なお、処分庁が保有する審査請求人作成の新旧対照表には、その提出時期について審査関係人間で争いがあるものの、同日に勤務間インターバルに係る規定を追加する改定を行った旨の記載がある。

そうすると、確かに、交付申請時点で就業規則の変更は令和4年10月1日に予定されており、処分庁が保有する審査請求人作成の新旧対照表においても、同日に勤務間インターバルに係る規定を追加する改定を行った旨の記載があることに加え、成果目標の達成状況に関する証拠書類として提出された本件社員別出勤簿が同日から同年12月31日までの間に係るものであることを踏まえると、処分庁が、審査請求人の勤務間インターバル導入時期が同年10月1日であると解したことが全く不合理であるともいい難い。

しかしながら、本件支給申請書及び本件事業実施結果報告書の添付書類に含まれる令和4年11月19日のコンサルタント結果報告書には、「1. 働き方改革推進支援助成金の交付決定」の項に「○就業規則の改訂と研修を行うこととする。」、「2. 勤務間インターバルの設定について」の項に「○インターバル時間は11時間設定とする。」、「○残業時刻は夜8時台までとなるようにし、インターバル時間を確実に11時間確保するように、朝礼会議で説明する。」、「○相談した内容を踏まえ、就業規則や研修の内容を考え提示することとした。」、「5. 勤務間インターバル助成金の支給申請に向けて」の項に「○就業規則の内容について、やり取りした後、過半数代表者の意見を添えて監督署へ届出。」などと記載されている。同結果報告書は、処分庁から本件助成金の支給が認められない旨の連絡を受ける前に提出されたものであり、一件記録をみても、その信用性を否定すべき事情はうかがわれないことから、審査請求人は、同日の時点では勤務間インターバルを導入していないことを前提に行動していたものと

認められる。

そうすると、審査庁は、処分庁の判断とは異なる事実を示す資料についてその信用性等の検討を十分に行っていないといわざるを得ないから、審査請求人の勤務間インターバル導入時期を判断するに必要な調査検討を尽くしたとはいえない。

ウ 次に、審査請求人の労働者の勤務間インターバルの確保状況について検討する。

(ア) 本件社員別出勤簿によると、審査請求人の労働者10名のうち7名について、合計17回、11時間の休息時間が確保されていない日があったが、11時間に満たなかった程度は、2分から98分までの幅があると認められる。また、この17回のうち、令和4年10月が6回、同年11月が6回、同年12月が5回であり、11時間に満たなかった程度は、同年10月が合計137分（最大98分）、同年11月が合計96分（最大33分）、同年12月が合計95分（最大38分）であり、本件連名式出勤簿によると、令和5年1月21日から同年31日までは、全ての労働者について、11時間の休息時間が確保されていたことが認められる。さらに、本件事業実施結果報告書の添付書類をみると、審査請求人は、勤務間インターバルに係る従業員への研修を令和4年12月23日及び同月27日に実施したほか、本件助成金の対象となる機器の納品を同年11月15日及び同年12月26日に受けていると認められる。

上記ア（ア）記載のとおり、本件助成金は、中小企業事業主において、単に勤務間インターバルを導入するだけでなく、その定着を促進させるための取組（従業員に対する研修などによる意識の改革や、機器の導入などによる生産性向上）に対しても助成金を支給し、もって中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としているところ、このことから明らかなように、勤務間インターバルは、就業規則等に定めさえすれば、直ちにそれが実際に確保可能となるものであるとは考えられない。

そうすると、成果目標の達成度の評価に当たっては、その違反行為の時期、内容及び程度等を総合的に考慮する必要があると解するのが相当であるから、審査庁が主張するように、仮に、審査請求人の勤務間インターバル導入が令和4年10月1日であったとしても、同日から同年1

2月31日までの間において、審査請求人の労働者10名のうち7名について、合計17回、11時間の休息時間が確保されていない日があったことをもって、直ちに成果目標を未達成であると評価でき、補助の目的を阻害する義務違反があったといえるかについては、改めて検討する必要がある。加えて、審査庁は、処分庁が事業実施期間以前の同年10月1日から同月23日までの間の勤務間インターバル確保状況を含めて判断したことの是非についても、検討する必要がある。

- (イ) この点について、処分庁は、労働時間の管理上、日々の労働時間は1分単位で正確に計上すべきであるところ、休息時間も労働時間と表裏一体の関係にあり、1分単位で管理されることになるから、1分でも所定の休息時間に満たない場合は、本件助成金の不支給要件に該当することは支給要領の文理上明らかであると主張する（弁明書補充書面）。

しかしながら、上記ア（ア）記載のとおり、本件助成金は、勤務間インターバルの定着を促進させるための取組に対しても助成金を支給することとしているのであるから、本件助成金の成果目標（勤務間インターバルの導入及び定着）の達成度の評価に当たり、所定の休息時間に満たない程度を一切考慮する必要がないとすることが直ちに相当であるとはいえない。

したがって、処分庁の主張は、採用することができない。

- (ウ) なお、本件就業規則36条3項は、「いかなる場合も、労働者ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも、11時間の継続した休息時間を与える。ただし、災害その他避けることができない場合は、その限りではない。」と規定し、審査請求人の勤務間インターバルには例外が設けられている。また、本件助成金の事業実施期間は「交付決定の日より令和5年1月31日まで」とされているにもかかわらず、審査請求人は、未だ事業実施期間中である同月30日付で、本件支給申請書及び本件事業実施結果報告書を提出し、添付書類である勤務間インターバル導入後の休息時間数の状況を確認できる書類についても、事業実施期間全てに係るものを提出していない。しかしながら、一件記録をみても、処分庁がこれらの点について問合せや補正を行った形跡は見当たらない。そこで、当審査会において、審査庁に対し、処分庁が休息時間が確保されていない日の「災害その他

避けることができない場合」該当性の確認や、必要書類の補正をしたか照会したところ、問合せや補正の履歴は残っておらず、当時の担当者も記憶が不明瞭とのことである（令和6年7月3日付け審査庁主張書面）。

エ 以上によれば、審査庁は、成果目標の達成状況について必要な調査検討を尽くしていないといわざるを得ず、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

3 付言

上記2（1）イのとおり、本件不支給決定の根拠法令は不明であるものの、仮に、本件不支給決定を実質的な交付決定の取消しであると観念したとしても、本件不支給決定通知書には、処分の理由は記載されている（上記第1の2（6））が、処分の根拠規定は記載されていない（上記2（1）イ）。また、行審法82条1項に基づく教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）46条1項に基づく教示も記載されていない。これは、交付要綱に定める様式第13号を用いたためと考えられる。

そうすると、補助金等適正化法21条の2は、各省各庁の長が補助金等の交付決定の取消し等をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を提示しなければならない旨規定しており、補助金等の交付に関する不利益処分の根拠規定、処分要件に該当する原因となる事実関係を、当該処分の名宛人たる補助事業者等が十分理解し得る程度に詳細かつ具体的に文書で明示する必要があると解されている（小滝敏之著「補助金適正化法解説〔全訂新版（増補版）〕」291、292頁参照）から、根拠規定の記載がなければ理由提示として十分とはいえない。また、教示がされなければ、処分の名宛人が審査請求又は取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない（審査請求人は、審査請求人代理人が審査請求の方法についての教示を求めて処分庁及び審査庁に問い合わせたと主張している（反論書）。）。

したがって、審査庁は、本件不支給決定の根拠法令を整理の上、処分の根拠規定並びに行審法及び行訴法に基づく教示を記載した通知が行われるよう、速やかに対応する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹